

令和2年 第4回

三種町選挙管理委員会議案

令和2年10月15日提出

日 時 令和2年10月15日(木)

午前9時

場 所 三種町役場第2会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 報告第 1 2 号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第 1 3 号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 協議第 1 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（案）について
 - 協議第 2 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（案）について
 - 協議第 3 号 三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正（案）について
- 4 その他

報告第12号

裁判員候補者の予定者の選定について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

令和2年10月15日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

- 1 選定人数 36人
- 2 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第13号

検察審査員候補者の予定者の選定について

検察審査会法第10条第1項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

令和2年10月15日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

- 1 選定人数 84人
- 2 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

協議第1号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例（案）について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
の制定について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

令和2年10月15日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋田 仁

1 制定理由

公職選挙法の一部を改正する法律の公布による、町議会議員選挙及び町長
選挙における選挙公営の拡大に伴い、必要な事項を定める必要があるため。

2 制定内容

- 1) 選挙運動用自動車の使用の公営に係ることについて
- 2) 選挙運動用ビラの作成の公営に係ることについて
- 3) 選挙運動用ポスターの作成の公営に係ることについて

3 施行期日

公布の日

協議第2号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する
規程（案）について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程
の制定について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

令和2年10月15日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋田 仁

1 制定理由

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
（案）第12条の規定に基づき、三種町議会議員及び三種町長の選挙におけ
る選挙運動の公営に関し必要な事項を定める必要があるため。

2 制定内容

- 1) 選挙運動用自動車の使用の公営に係ることについて
- 2) 選挙運動用ビラの作成の公営に係ることについて
- 3) 選挙運動用ポスターの作成の公営に係ることについて

3 施行期日

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条
条例の施行日

協議第3号

三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正
について

三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正（案）
について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

令和2年10月15日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

1 改正理由

公職選挙法の一部改正を受け、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布の解禁による証紙の交付対象を拡大するため。

2 改正内容

三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関することを、三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関することとする。

3 施行期日

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の施行日

三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。) 第142条第1項第7号の規定により頒布する<u>三種町議会議員及び三種町長の選挙</u>における選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の証紙に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(証紙)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 証紙は、<u>三種町議会議員及び三種町長の選挙</u>の立候補の届出をした後に交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(証紙の交付)</p> <p>第4条 委員会は、前条の規定により<u>選挙運動用ビラ届出書</u>の提出があった場合は、その内容を確認し、適性であると認めるときは、速やかに証紙を交付するものとする。この場合において、紛失し又は破損した場合の再交付はしないものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。) 第142条第1項第7号の規定により頒布する<u>町長選挙</u> _____ における選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の証紙に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(証紙)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 証紙は、<u>町長選挙</u> _____ の立候補の届出をした後に交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(証紙の交付)</p> <p>第4条 委員会は、前条の規定により<u>選挙運動用ビラ届</u> _____ の提出があった場合は、その内容を確認し、適性であると認めるときは、速やかに証紙を交付するものとする。この場合において、紛失し又は破損した場合の再交付はしないものとする。</p>

様式第1号(第2条関係)

年 月 日執行	
<u>選挙運動用ビラ</u>	
第(番号)号	
三種町選挙管理委員会	

(備考)「(番号)」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長 様

候補者 住所
氏名

印

選挙運動用ビラ届出書

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第142条第1項第7号に規定する選挙運動用ビラにはる証紙の交付を受けたいので、次のとおり届け出ます。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日執行	
<u>三種町長選挙運動用ビラ</u>	
第(番号)号	
三種町選挙管理委員会	

(備考)「(番号)」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長 様

候補者 住所
氏名

印

選挙運動用ビラ届出書

年 月 日執行の 三種町長選挙において、公職選挙法第142条第1項第7号に規定する選挙運動用ビラにはる証紙の交付を受けたいので、次のとおり届け出ます。

【今後の日程について】

12月 2日（月） 第5回選挙管理委員会（第2会議室）
（定時登録）

12月15日（火） 第6回選挙管理委員会（第2会議室）
（選挙運動の公営に関すること）